

第506回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 5 0 6 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和8年1月28日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時20分
- 4 閉会時刻 午前 11時05分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	小倉 晶男	出		13	武藤 康則	出	
5	今野 英子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	鈴木 政明	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

9 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	高梨 直人	副主幹	鈴木 信幸
主 幹	宮本 晃宏	主 査	岩崎 達矢
副主幹	山崎 明美	主 事	堀口 優衣
副主幹	長谷川 修		

10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和8年1月28日第506回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 小嶋 光一

委員 武藤 康則

委員 新井 計男

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 1 2 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 8 件、1 0 筆、1, 7 3 3. 9 7 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 9 件、3 2 筆、6, 4 3 4. 1 6 m²である。農地改良届については、合計 2 件、4 筆、1, 5 1 7 m²である。農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知については、合計 3 件、7 筆、7, 6 4 5 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 1 1 件、8 6 筆、6 6, 5 7 0. 6 8 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 1 5 件、9 7 筆、5 3, 0 3 2. 7 9 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条

第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画

(案) に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数6件、筆数32筆、面積26,643.30㎡についての意見照会があった。

整理番号1番は、年齢71歳、農業従事日数300日、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約407アールである。

整理番号2番は、代表取締役の農業従事日数300日、農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約1,069アールである。

整理番号3番は、年齢85歳、農業従事日数250日、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約102アールである。

整理番号4番は、年齢36歳、農業従事日数200日、世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約96アールである。

整理番号5番は、年齢54歳、農業従事日数250日、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約87アールである。

整理番号6番の農地は、明日の農業担い手育成塾の研修農地として埼玉県農林公社が権利取得するものである。農地中間管理事業の推進に関する法律により、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得した農地において、新たに農業経営を営もうとする者が栽培技術等を習得するための研修を行うことができることとされている。

以上のことから、整理番号1番から6番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしており、農用地利用集積等促進計画（案）は問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、整理番号2番は関係委員がいるため、農地利用最適化推進委員についても農業委員会等に関する法律第31条を準用し、議事参与の制限をすることに決定されているため、本件については、先行して審議を行うことを説明し、関係委員に退席を求めた。

関係委員は退席した。

議長は、整理番号 2 番について事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 2 号議案整理番号 2 番は、件数 1 件、筆数 1 筆、面積 9 9 8 m²についての申請があった。

整理番号 2 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、9 9 8 m²の申請である。譲受人は、現在 3 5 歳で、農業従事日数は年間 2 5 0 日以上、約 2 3 6 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 k m である。

以上のことから、整理番号 2 番について許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 2 番について許可できない場合が規定された農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 2 号、整理番号 2 番について総合意見として許可相当とすることに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した関係委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号 2 番以外について、事務局に説

明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、先ほどご審議いただいた整理番号2番を除く、件数6件、筆数9筆、面積3,888㎡についての申請があった。

整理番号1番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、752㎡の申請である。譲受人は、現在53歳で、農業従事日数は年間250日以上、約629アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。

整理番号3番と4番につきましては、自作地を相互に交換するための所有権移転の申請である。

整理番号3番については、1筆、49㎡の申請です。譲受人は、現在77歳で、農業従事日数は年間300日以上、約10アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、農作業の効率化を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約2.5kmである。

整理番号4番については、1筆、115㎡の申請です。譲受人は、現在70歳で、農業従事日数は年間150日以上、約48アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、農作業の効率化を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。

整理番号5番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、776㎡の申請である。譲受人は、現在75歳で、農

業従事日数は年間300日以上、約277アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。

整理番号6番については、経営拡張のための所有権移転で、4筆、1,251㎡の申請である。譲受人は、現在60歳で、農業従事日数は世帯合計で年間190日以上、約130アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約5kmである。

整理番号7番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、945㎡の申請である。譲受人は、現在73歳で、農業従事日数は年間300日以上、約189アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約700mである。

以上のことから、整理番号2番を除く、整理番号1番から7番について許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号6番について、調査報告する。1月20日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、

経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在60歳で、農業従事日数は、世帯合計で年間190日以上、約130アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稲、野菜で、申請地においてはほうれん草、小松菜を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号6番について、意見を申し上げる。1月20日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号2番を除く、整理番号1番から7番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、整理番号2番を除く、整理番号1番から7番について原案どおり許可することに決定する。

議案第 3 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 3 号議案は、件数 1 2 件、筆数 1 9
筆、面積 7, 8 0 0 . 0 7 m²についての申請があった。

整理番号 1 番については、住宅新築のための所有権移転
で、1 筆、2 1 5 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らし
ている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の
建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、
売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分
については、第 2 種農地であると考えられる。排水について
は、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画であ
る。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画であ
る。

整理番号 2 番については、住宅新築のための所有権移転
で、2 筆、2 5 0 m²の申請である。譲受人は現在借家にて暮
らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住
宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考
え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地
区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に
接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考え
られる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽

から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、420㎡の申請である。譲受人は現在実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、車両置場に使用のための賃借権設定で、1筆、1,202㎡の申請である。譲受人は令和2年7月に株式会社を設立し、自動車の販売、買取を主な業務としている。賃借にて借りている既存の車両置場を所有者へ返却することになったため、新たな車両置場を必要としている。そこで、川越にある営業所と本社を結ぶ国道254号線沿いの申請地が適地と考え、賃借にて借り受け、車両置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号5番については、車両置場に使用のための賃借権設定で、4筆、3,066㎡の申請である。譲受人は平成1

1年1月に有限会社を設立し、建築資材の配送を主な業務としている。賃借にて借りている既存の車両置場を所有者へ返却することになったため、新たな車両置場を必要としている。そこで、国道16号線、高速道路に近接している申請地が適地と考え、雑種地と一体で賃借にて借り受け、車両置場として使用したいとの申請である。(合計敷地面積3,261㎡)農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。なお、本件については、令和7年6月10日付けで申請があり、6月26日の農業委員会総会に諮る予定だったが、水路用地の取り扱いについて関係各課との協議が整わなかったため、6月23日に取り下げられた案件で、この度再申請された。

整理番号6番については、住宅新築のための使用貸借権設定で2筆、275㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から汲み取り槽へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための所有権移転で

1筆、277㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための所有権移転で1筆、253㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号9番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、499㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考え

られる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号10番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、2筆、137.07㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。結婚を機に、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、宅地と一体で住宅建築を行うとの申請である。（合計敷地面積368.12㎡）農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号11番については、店舗新築のための賃借権設定で、1筆、760㎡の申請である。譲受人は昭和14年1月に株式会社を設立し、コンビニエンスストアの経営を主な業務としている。申請地付近は飲食店が立ち並び交通量が多い場所であるため、コンビニエンスストアの需要が高い地域である。そこで、主要県道沿の申請地が適地と考え、賃借にて借り受け、雑種地と一体で店舗建築を行うとの申請である。

（合計敷地面積1,894㎡）農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号12番については、駐車場に使用のための所有権

移転で、1筆、446㎡の申請である。譲受人は平成17年7月に株式会社を設立し、電気設備工事業を主な業務としている。現在は資材置場に従業員の車を置かなければならず、資材搬入と従業員車両の移動が重なることから資材の搬出入に手間取っている。そこで、既存の資材置場に隣接する申請地が適地と考え、売買にて取得し、駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

以上のことから、整理番号1番から12番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、調査報告する。1月19日、申請地が適正に管理されていることを確認後、申請地にて、譲受人と申請代理人から話を伺った。申請の目的は車両置場に使用するための賃借権設定である。譲受人は、令和2年7月に株式会社を設立し、中古車販売を主な事業としている。これまでは、川越市古市場地内に土地を賃借して、中古車両の在庫置場にしてきたが、令和7年3月31日に土地の借用期限が切れたため、新たに車両置場を必要としている。事業用地の選定条件は、本社の朝霞市と川越市の営業所を結

ぶ国道254号線沿いで、30台くらいの車両を置くことができる1,500㎡ほどの土地を探しており、申請地は希望していた条件に近く、許可後は活用が見込める土地であるとのことである。雨水は敷地内で自然浸透とし、周囲をコンクリートブロックで囲む計画で、川越市河川課と事前協議済みである。排水設備はない。したがって、雨水排水による周辺農地への影響は少ない見込みである。以上のことから、今回の農地転用申請について、地元委員としては、やむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号5番について、調査報告する。本件については、当初、令和7年6月10日付けで申請があったため、6月18日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、申請地にて、譲受人と申請代理人から、申請に至るまでの経緯等の話を伺ったが、総会で報告させていただく前に、取り下げとなった案件である。この度、再度の申請があったので、改めて報告するものである。申請の目的は、車両置場に転用するためである。譲受人は、平成11年に設立した運送業を主な業務とする法人である。特に、建売住宅や個人住宅の建築現場に向けた、建築資材の配送を中心としている。配送先は、川越市、入間市、狭山市、坂戸市が多いものの、県北部の熊谷市、行田市、羽生市、久喜市へも配送しているとのことである。現在は、従業員の通勤用自動車や業務で使用する車両

を、所沢市下富の駐車場に駐車しているが、契約更新の際には立ち退くように言われており、必要性がうかがえる。今回の土地の選定理由は、主要な道路である高速道路や国道、県道へのアクセスのバランスが良いこと、また十分な広さがあることから、安全に効率良く、積み込み等の作業ができるため、選んだとのことである。雨水は、敷地内で自然浸透とし、周囲はコンクリートブロックで囲み、排水設備はない。したがって、雨水の流出や排水による周辺農地への影響は少ない見込みである。また、申請地周辺は、住宅などが点在しているので、農地の集団性は低い場所と考えられる。以上のことから、今回の農地転用申請について、地元委員としては、やむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。なお、本日のご報告にあたり、再度の調査はしていないが、前回の申請が取り下げになった理由が解消されているかどうか、また、計画に大きな変更がないかを申請代理人に確認している。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から12番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号4番と5番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第4号

編集委員の選任について

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「令和6年2月29日開催の第483回総会において、編集委員は、農業委員3人と農地利用最適化推進委員3人の合計6人とし、区域順に交代制の輪番として各区域から1名の編集委員を選任することとなった。3年目は名細、霞ヶ関、大東、福原、高階、南古谷の各地区からの選出となる。令和8年2月8日から令和9年2月7日までの期間は、議案に記載されている6人の委員を選任しようとするものである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第4号編集委員の選任について、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第4号について、原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第506回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和8年2月25日

議 長 渋谷 武

委 員 小嶋 光一

委 員 武藤 康則

委 員 新井 計男
